

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：平成 26 年 9 月 24 日（水）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長代理 他

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、只今から原子力規制委員会の定例会見を始めたいと思います。

本日は、田中委員長が海外出張中につきまして、更田委員が委員長代理として会見に対応されることになっております。

早速ですが、皆様からの質問をお受けしたいと思います。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問をよろしくお願いいたします。

それでは、質問のある方、手を挙げてください。一番前の方。

○記者 日本経済新聞のタカハシと申します。日本原電の敦賀発電所 2 号機についてちょっとお尋ねしたいのですが、先日も、9 月 4 日に追加評価の会合がありましたが、10 月にも規制委員会として、2 号機についての再評価、断層についてですね、出されるという見通しでよろしいのでしょうか。

○更田委員長代理 今の御質問の内容は、破砕帯調査に係るものですね。破砕帯調査については、今、お話しになったように、調査会合を行って、取りまとめに向けての作業が進んでいるところですが、それが 10 月中になるかどうかについては、まだ私のところでは承知をしておりません。御存知のように、委員交代もありましたし、そういった意味でも、検討結果の取りまとめに関して、今の時点でいつまでに取りまとめという形になっているというふうには承知はしていません。

○記者 従前から、この評価会合について、日本原電の側は、議論がまだ煮詰まっていなのだと、追加提出しているような課題について、ちゃんと議論をしてほしいということを行っていますけれども、改めてなのですが、それについての受け止めをお願いします。

○更田委員長代理 これについては、事業者の方の対応も大きく進捗には関わってくると思います。ある結論が出ようとする、また追加の結果ということになって、そこで取りまとめになろうとすると、また追加の調査結果ということになると、ずっと続く形になるわけですが、これはある段階において、規制委員会としては、一旦、敦賀の破砕帯調査に関して結論を出したところで、そこで明らかに科学的な新技術と考えられるものが改めて出てきたときにはそれを見直すという姿勢をとっていて、今回、新しいデータに基づいた検討をしているわけですが、これがずるずる、ずるずる、いつまでも検討が続くというものではないと考えています。

規制委員会としての方向をある時点までにきちんと示すということは重要だと思いますけれども、一方で説明責任を果たすことは重要ですし、それから、これは何がデュープロセスなのか、正しい手順なのかということに関しては、双方にいろいろな議論があろうかと思っておりますので、高い透明性を保ちつつ、純粹に科学的・技術的な議論に基づいて結論が出せるように作業を進めていると思っています。ただ、当然、今後、新たな事実や、新たなデータ等が出てきたと主張されるかどうか、実際、そういったデータが存在するのかどうか云々に関しても状況は左右されると思います。

○司会 よろしいですか。他にいらっしゃいますでしょうか。では、アマノさん、どうぞ。

○記者 サンケイ新聞、アマノでございます。

たくさん聞きたいことがあるのですが、3つに絞って伺います。

1つは、福島第一原発の2号機のトレンチの止水工事の方なのですが、先週、東京電力が3種類の止水材の投入を明らかにされていて、現状として、委員長御自身も、ここが一番リスクが高いと指摘しておきながら、いまだ全然解決を見ていないという状況を、更田さん御自身は解決の見通しというのはどう捉えていらっしゃるのか。

また、凍結という工法については、断念させるというお考えはないのか、聞かせてください。

○更田委員長代理 1Fのタービン建屋につながるトレンチに関しては、規制委員会としては、現存する、今、そこにあるリスク源として最も重要なものだということは繰り返し申し上げています。放射性物質がとにかく液体の状態にいるということが極めて不安定であって、それを早く除去したい。今、凍結止水と言っていますが、あのトレンチの問題を解決してしまう上で、一番よくないというか、やむない手段というのは、そこにある放射性廃液をそのまま固めてしまう。これはおそらく技術的には一番簡単ではあろうけれども、そこに残ってしまう。一旦コンクリートで全部固めてしまっても、何年か先にそのコンクリートをまたはつる、削り取るということだって全く視野に入らないわけではないでしょうけれども、なるべくそういう結果を迎えたくない。できるだけそこから抜き取りたい。抜き取るためには、タービン建屋との間を止水して、水を抜き出せる形にするのが一番望ましいので、一番きれいな結果が求められるという意味では、凍結止水というやり方が好ましいだろうと考えて、これまで東京電力の提案に関して検討してきたところです。

ところが、どうもうまく凍らないと。間詰め材というのが前回議論にありましたけれども、間詰め材という以上に、コンクリートのようなものを入れていって、それで水をうまく押し出すような形で、水が回収できるようになれば望ましいわけですが、それがうまくいかなければ、先程申し上げたように、汚染水をそのまま固めてしまうという方法を取らざるを得ない。ただ、汚染水をそのまま固めてしまうというのは、しばらくそこにいるということになりますから、好ましくはないのだけれども、一方で、例

えば、再び極めて大きな津波がやってくるといった事態に、汚染水が海洋へ流失してしまうという危険を考えると、それぐらいならまだ固まっている方がはるかにいいわけで、判断として難しいところがあります。いつまで経ってもぐずぐずと止水がうまくいかないぐらいだったら、そのまま固めてしまえというのも1つの考え方であろうと思います。ただ、まだそこまで判断してしまうのは早いだろうと。ですので、間詰め材であるとか、あるいは立坑の部分だけでもコンクリートで固めてしまうとか、そういった手段が提案されて、それが一定の効果を上げそうであれば、試していく価値があるだろうと考えています。

○記者 2点目は、川内原発の件なのですけれども、九州電力は来週頭に工認と保安規定変更の申請書を出すとおっしゃっていますけれども、それぞれ5万ページと1,000ページというふうに、この審査の時間的な見通しというのを我々はどのように考えたらよろしいでしょうか。

○更田委員長代理 これもやはり補正がなされてからでないと、確定的にどれぐらいの時間がかかると申し上げるべきではないだろうと思っております。それは、ごく雑駁に言えば補正のでき次第というところがあります。ただ、従来のように、1つ1つ、こちらで再計算してチェックというのではなくて、事業者の品質保証体制、品質管理体制を確認することをもって全体にわたる確認を進めようとしているので、従来の規制で言えば、それこそ1年ですとか、1年半ですとか、かかるプロセスです。でも、それについては事業者の責任を明確にするという新しい考え方に基づいて行くと、1年であるとか、半年であるとか、そういった期間を要するものではないと考えています。ただ、それが具体的にどのぐらいの期間になるかに関しては、ちょっとお答えしかねます。

○記者 最後ですが、川内以外のPWR5原発についてですけれども、地震・津波の方で幾つかつかまづきがあって止まっているというのは承知しておりますけれども、プラント面言えば、どこかが抜け出ているとか、あるいは一直線だとか、その辺の進捗状況、どう捉えたらいいでしょうか。

○更田委員長代理 プラントだけで捉えるというのはなかなか難しいところがあって、地震・津波の方での検討結果を受けて、耐震性であるとか、対津波対策等について審査をすることになるので、どうしても地震・津波の議論とプラントの議論が密接に関連をしているので、なかなかプラントだけではお答えしにくいところがありますが、今、川内を除く大飯、高浜、玄海、伊方、泊について、規制委員会、規制庁はニュートラルに審査に当たっているところで、今の印象をごくざっくり申し上げると、規制委員会、規制庁は待っている状態なのです、どこのサイトに対しても。ですので、個々の申請の進捗に関して言うと、次にどこが補正申請を出せるようになるかといった意味において、むしろ2番目、3番目がどこになるかというのは、事業者の対応によるところが大きい。ここ2カ月ぐらい、5つのサイトに関して言うと、先程申し上げたように、規制委員会、規制庁は待っている状況にありますので、私の方から、どこがどうという順番でという

ことはないと思います。

それから、審査会合は公開しておりますので、論点、争点については承知をしておられると思いますけれども、5つのサイトそれぞれについて、まだ幾つかの論点が残されていますので、これについては、事業者の対応が整い次第、速やかに審査を進めていくことになろうかと思えます。

○記者 ありがとうございます。

○司会 次の方。では、ハマダさん。

○記者 ロイター通信のハマダです。

川内原発のパブコメに関連した質問でございます。MELCOR コードによるクロスチェック解析を行うべきという意見がありました。それに対して規制委員会は、解析は実施済みという回答をされていますけれども、そのもとになった NRA 技術報告の3ページでは、原子炉容器外の熔融燃料冷却材相互作用及び MCCI（熔融炉心/コンクリート相互作用）の格納容器破損モードは本技術報告の検討対象から除外してであると記載されていますが、これは言っていることが正反対のように聞こえるのですけれども、どういうことか説明していただけますでしょうか。

○更田委員長代理 ちょっと話が複雑になるかも知れませんが、決定論的な評価を行ってきた従来の設計基準事象に対する解析のクロスチェック等々とは異なって、シビアアクシデントのように非常に頻度の低い事象に対して行うものに関して、設計基準事象の決定論的安全評価と同じようなクロスチェックという概念を用いること自体が余り正しいとは考えていません。

それから、いわゆる Ex-Vessel Fuel-Coolant Interaction、FCI（燃料-冷却材的相互作用）については、これはクロスチェックというよりも、事業者の解析においても FCI についての解析が行われているというわけではなくて、FCI についての頻度に関する議論を行った上で、それに対する対策が従前になされているかどうかという審査を行っているので、事業者の方にそもそも解析があるわけではないので、これに対するクロスチェックというのは、そもそも存在し得ない。

それから、MCCI に関して言うと、MCCI は極めて特殊な現象で、というのは、代表的なシビアアクシデント解析コードの中で MCCI に対する解析結果というのは極めて大きく割れる、不確かさの大きな現象です。例えば、事業者が用いている MAAP（モジュール事故解析プログラム）という解析コードの中では、デコンプというモジュールが使われていますけれども、デコンプでは、MCCI というのは、ごくざっくり言うと、始まったら全部止まるというような解析結果を与えます。一方、NRC が作成した MELCOR という解析コードにはコルコンというモジュールが入っていますけれども、コルコンで解析すると、一旦始まると終わらないという解析結果を与えます。これはシビアアクシデントの解析を行っている技術者、研究者の間では定説ではありますけれども、どちらも両極端の結

果を与えるので、実際問題としては、MCCI については工学的判断に基づいて判断を下すのが状況であって、解析コードの成熟度が MCCI を取り扱うようなレベルに達しているという判断にはありません。

- 記者 丁寧な御説明ありがとうございました。私がお尋ねしているのはそのような難しいことではなくて、もっと単純な日本語の問題で、パブコメに対するコメントで、MELCOR コードによる解析を実施しており、MAAP 解析結果と同様の傾向を確認していますと。これは原子炉压力容器外の熔融燃料冷却材相互作用、それから、MCCI についても同様の回答があったと思うのですけれども、それのもとになっているのが平成 26 年 8 月の NRA 技術報告ですね。その 3 ページに本技術報告の検討対象から除外したとあって、要するに、これは単純な国語の問題で、一方では解析をしているとあって、一方ではその対象となる 2 つの重要事象について検討対象から除外したとあるので、ここがつかないのですけれども、解析コードの成熟度とか妥当性については、それは専門家の間のいろいろなディスカッションがあるのは、今、聞いて分かりましたけれども、そういうことを聞いているのではなくて、したか、しないかという単純なことを聞いているのですけれども、これはどっちなのか、これを読んだ限りだとよく分からないのです。

あと、もう一つ、なぜそもそも本審査でしていなかったのかと。もし MELCOR で解析をするのであれば、本審査でやればいい話だとも思うのですけれども、それも含めて、後段の方は結構ですけれども、要するに、クロスチェック解析をしたのか、しないのか、なかなか一般の人には分からないことだとも思うのですけれども、可能な限り丁寧に御説明願いたいのです。したのか、してないのかと。

- 更田委員長代理 国語の問題に関しては、パブコメでどのように回答しているかとレポートを突き合わせて、国語の問題だろうと思います。国語の問題で双方に矛盾しているように受け取れるところがあるとしたら、それは国語の問題としてのお答えをしなければなりませんけれども、事実関係として言えば、シビアアクシデントに関わる重大事故に関して、申請者の解析と、それから、規制委員会、規制庁独自の解析と比較をして、重要な現象については、事業者の解析結果が妥当であることを審査の中で確認をしています。そこにクロスチェックという言葉を用い、私自身はクロスチェックという言葉を用いたことがないので、ここでも、これについて説明しなければならないのですけれども。

○記者 クロスでなくても結構です。要するに、MELCOR による解析というのを。

○司会 すみません、後ろの方が待っているのです。

○記者 ちょっと待ってください。

○司会 最後でお願いします。

○記者 MELCOR による解析というのは実施したのでしょうか。最後って別に決めたわけではないです。あなた、勝手に決めないでください。MELCOR による解析を実施したのか、しなかったのかと。

○更田委員長代理 何についてですか。

- 記者 川内原発のこの審査においてです。
- 更田委員長代理 何についてですか。
- 記者 原子炉圧力容器外の溶融燃料冷却材相互作用及び MCCI です。
- 更田委員長代理 ちょっと確認しなければならないですけれども、FCI については解析を MELCOR でしていないと思います。MCCI については解析をしていると思います。
- 記者 パブコメの回答、資料 2 の考え方、規制委員会は MELCOR による解析を実施しており、MAAP 解析の結果と同様の傾向を確認していると書いてありますけれども。
- 更田委員長代理 それはおそらく FCI、MCCI に特化した質問と受け取らずに、シビアアクシデント現象の全体に対して答えた回答だと思えます。
- 記者 しかし、原子炉圧力容器外の溶融燃料冷却材相互作用と書いてあります。それに対する回答として困ってあります。本当に理解できません。
- 更田委員長代理 私も、FCI に特化した質問であるとしたらば、FCI について、クロスチェックをと回答しているのであれば、それは回答がふさわしくないだろうと思います。
- 記者 だから、Fuel-Coolant Interaction。
- 司会 すみません、これ以上の細かい話なのであれば、個別に担当課に照会いただけますか。
- 記者 いや、細かい話じゃない、重要な話ではないですか、これ。シビアアクシデント対策というのは。
- 司会 ここで聞いても、事実関係がきちんとしていないものについて、お答えできないので。
- 記者 今の更田さんの御説明は、ここのパブコメに書いてある記載と明らかに矛盾するので、看過できない話だと私は受け止めたのですけれども。書いていることを聞いているだけなのです。何も技術論争を挑んでいるつもりはないです。
- 更田委員長代理 ですから、申し上げているように、FCI について、MELCOR について解析をしているかどうかと問われれば、それはしていないと私は理解をしています。パブコメの回答にそう書いてあるとしたら、それは回答としてふさわしくないであろうと思います。
- 記者 ふさわしくないって、今の時点でパブコメの重要なところの回答がふさわしくないというのは聞き捨てならぬ発言ですね。
- 司会 事務方が書いている文章でもありますので、そこは。
- 更田委員長代理 今、御質問になっている内容は、圧力容器外の FCI に関する解析ですけれども、圧力容器外の FCI について、審査の中では、これは発生頻度が小さいということで、解析の対象から除外をしているもので、申請者も FCI についての解析結果を審査の中で示したわけではありません。申請者が示していない解析に対して、規制委員会がそれを確認するための解析をするということはありません。
- 記者 最後の質問にします。このパブコメの回答は、こういう回答の仕方というのは妥

当でしょうか。それとも、まずかったですでしょうか。更田さんに聞いているのです。これは更田さんの正に御専門のところですし。

○片山官房審議官 官房審議官の片山ですけれども、パブコメのどういう質問に対するどういう回答なのかということがありますし、そういうことを今、委員長代理の記者会見でやるという場にはちょっとふさわしくないのではないかと思いますので、担当課の方にお問い合わせをいただければと思います。

○記者 それについては更田さんが正に御専門ですし。

○司会 それでは、次の質問、よろしくをお願いします。ミヤジマさん、どうぞ。

○記者 月刊誌の FACTA のミヤジマです。

代理御就任、まずはおめでとうございます。私はリーダーシップに期待したいと思っておりますが、田中委員長が最年少の更田さんを指名される過程で、どういう期待というのですかね、代理就任に当たったときにどういうことが、指示事項というのですかね、そういうのがあったのだとしたら、まず伺いたいです。

○更田委員長代理 委員長代理というのは、委員会の中で委員長に代わって、委員長が欠けたときにその職務を代理する者として、委員長代理だけではなくて、委員長代理に続く者、前回の委員会を御覧いただければ、2番目、3番目、4番目と順位を付けられている。私は従来も島崎委員長代理の次に緊急時等々に当たって職務を代理する者という形になっていましたけれども、緊急事態の対応においては、委員長代理という名称ではなくて、委員長を代行するという位置付けで、そもそも緊急事態の対応に当たっては、委員長が欠けた場合には、それを代行するという位置付けを緊急時対応では与えられていました。その上で今回、委員長が欠けたときに委員会の進行等々を務めるという意味で委員長代理を仰せつかったわけですが、これに当たって、特に委員長から指示なり、指導があったということはありません。

私の方でも、最年少と言われましたけれども、一方で新任の委員と比較すれば2年間、委員会での経験を積んでおりますので、最年少ではありますし、重責ではありますけれども、従来と変わらない仕事に加えて、委員長が欠けた際に、こういった形で委員会の職務をきちんと務めていきたいと考えております。

○記者 正にそういう対応時の、やはり一番若くてエネルギッシュな方が代理だというのはいいことだと私は思っております。

それで、先般、政府事故調のヒアリングが出てきていますね。この中には、御案内のとおり発災当時の政策統括官の松本さん、それから、ここの前身の森山さんですね。それで、正に今日新体制ということで、組織をいじるということが出てきましたけれども、こうした初めて出てきたこの2つの文書を含めて、おそらく御覧になっていると思いますが、その感想を含めて伺いたいです。

○更田委員長代理 いわゆる吉田調書と言われるものも含めて。

○記者 それはお任せで、全ては読んでおられないと思いますが、まず、吉田さんのは御覧になったと思うし、実際今回の対応というのは、正に森山さんやその教訓をもとにやるべき話だったわけですがけれども、そこはどうかみ取られたのか、御感想を含めて伺いたいということです。

○更田委員長代理 いわゆる吉田調書というものが公開されたのと同じ日に、それ以外のものも含めて内閣府の方から公開をされて、全て1行1行追うということではありませんけれども、全体にわたって目を通しました。

緊急時の対応に当たっては、何よりも現場が的確な判断をできる環境をきちんと整えること。そして、今回シビアアクシデント対策に関してハード面・ソフト面で強化・拡充を図ったわけですがけれども、それがきちんと行われるように、緊急時の体制並びにそれに備えた訓練をきちんと積んでいくということが非常に需要だと改めて感じました。

さらに吉田調書について言えば、新しい事実としてあそこから何かというふうには今のところまだ感じていませんけれども、やはり非常に迫力を持って内容が伝わってきました。そこで、非常に過酷な環境に置かれて、強い心理的な重圧がかかる中での的確な判断を行えるように、そして、要員が円滑に対策に取り組めるように、これは体制の整備もそうですが、今後も訓練を積み重ねていかなければならないと、改めて緊急時対応における考慮の重要性を感じました。

○記者 最後にしますが、更田さんは1Fの事故の問題、現場の今の対応を含めて、あるいは事故原因の究明のトップでもあるわけですがけれども、結局13日の夕刻、保安院の前身の方たちが、民間人を置いて全員もぬけの殻になった。これについては、政府事故調は数行触れているだけです。それで、吉田さんの問題はいろいろ言われているけれども、果たしてこの組織ですね。要するに、本来に信頼に耐えるのだったら、あの14日の夕刻何が起こったのか。やはりそれを明らかにしてほしい。

それに当たっては、やはりまず公務員である。東京電力の人にも公開してほしいのですけれども、そこに座っておられる片山さんを含めましてやはりそこからですね。それは個人によってはあれでしょうが、少なくとも政令職以上の方は、やはり政治家と同様に、責任をとるという意味ではないのですよ。教訓を学ぶ意味で、14日に何が起こったのかということをしっかり説明してくれませんか、本当に現場の保安官もかわいそうだと私は思うのですね。

その辺のところをこれからリーダーシップを出してほしいのですけれども、14日の問題について更田さんはどういうふうに御覧になっているのか。同じことがあったら許されないと私は思っているのですけれども、その点を伺いたいです。

○更田委員長代理 国側の対応について、同じことがあってはならないという教訓と反省を含めて発足した組織だと思っておりますので、福島第一原子力発電所事故時の対応については、これはどの時点で終わりというわけではなくて、継続的に考えていかなければ

ならないでしょうし、当時のどのような状態であったかということに関しても分析、それから、外への説明も含めて努力は続けていきたいと思えます。

○司会 はい、他はいらっしゃいますでしょうか。では、ニイさん、どうぞ。

○記者 共同通信のニイと申します。

川内の設置許可に絡む話ではあるのですが、私も基準の作成の会合とか審査の会合とか、ほぼ全て見てきた上であえて伺うのですが、やはり一部有識者の中に、コアキャッチャーであるとか二重のCV（原子炉格納容器）がないことについての指摘があって、繰り返しですが基準は性能要求ということで、格納容器の下部注水であるとかそういった対策があるのは知ってはいるのですが、改めて審査を担当した委員から、どうして、その2つに限らないにせよ、こうした施設がなくても今回審査にパスしたのかというのを説明していただきたいのです。

○更田委員長代理 これは審査に対する御質問というよりは、むしろ基準に対する御質問であろうと受け止めました。

今回、今、いわゆる新規制基準と呼んでいるものを策定した段階で、非常に早い時点で、この基準というのは既設炉に対する基準だよねということに関しての確認を行い、そこで検討チーム会合でも理解の一致を見て、その策定を進めてきました。

個別にコアキャッチャーということが非常によく言われるのですが、コアキャッチャーを既設炉に要求する。性能要求ではなくて、コアキャッチャーそのものを要求するというのは、要するに、リプレースを要求するのとほぼ同じことになります。それで、新規制基準が個別具体的にコアキャッチャーを備えなさいと言ったらどうなるかといえば、今ある発電所の上の部分全部解体して、コアキャッチャーを付けて、組み直す。これは要するに新設です。そして、リプレースです。

私たちの新規制基準というのは、既存の原子力発電所に対して十分な重大事故対策を求めるといったために作った基準であって、おっしゃったようにそこでは要求は性能要求という形の表現をとっていますし、そこで全部作り直してコアキャッチャーを付けますという申請が出てきたときに、それを新設ととるべきか、既設ととるべきかとなったときに、これは新設ととらざるを得なくて、ある意味視野の外の話であろうと思っています。

それから、コアキャッチャーに関して言うと、確かに今、建設中の欧州の炉、EPR（欧州加圧水型炉）においてはコアキャッチャーが備えられているけれども、既設の炉でコアキャッチャーを備えている、ないしは一旦建った原子炉に、これは事実上不可能ですけれども、コアキャッチャーを付けるといった例は、海外においてもあるわけではなくて、コアキャッチャーを要求するというのは、要するに、新設を要求することになりますので、そもそも基準策定の時点から視野の外であった。

それよりも大事なことは、コアキャッチャーであるとか、二重格納容器であるとか、そういったもののも要求というものを、これは対処方法としては事業者が自ら考えることの方が重要であって、炉心損傷を伴うような事故が起きたときの個別の対処方法に関して、具体的な対処方法、具体的な機器を持って要求するというのは、安全性向上の観点から言っても極めてふさわしくないと考えています。

○記者 それに関連するのですけれども、今後設置とか等が他にも出た場合に、後続規制の話になってくると思うのですが、その際に重要なものの1つがバックフィットと思うのです。それで、若干頭の体操にはなってしまうのですが、今、おっしゃったように、既設炉を追加するのが難しいような新知見が得られた場合というのは、対策の実現可能性とそういった基準のバランスというのは、どういうふうにお考えになるのでしょうか。

○更田委員長代理 これは仮想的な話ではありますがけれども、対策をとらなければ極めてリスクが高いという知見が得られた場合は、実現可能性にかかわらず要求をすることになります。当然、実現が不可能だからリスクが高いままでとどまっていけないという話にはなりませんから、実現可能性とは無関係に要求をしていくことになる。

また、更に新知見で効率のいい対策が得られて、それが既設炉にも適用可能であるということになった場合、個別具体的な装置であるとか機器であるとかを要求することにはならないと思いますけれども、個々の事象に対する対応のレベルを上げるということはあるだろうと思います。

○記者 最後にします。

話は変わって、実際の審査の話なのですけれども、PWRの審査が進んで、最近ではBの審査も本格化しつつありますが、委員も会合の中で何回か触れられていますが、志賀のベントの話であるとか、KK（柏崎刈羽原子力発電所）のベントが2つあって曖昧な話であるとか、PRA（確率論的リスク評価）も生煮えのままで申請してくる業者が続いています。こうした先行しているPの経験とか教訓を生かしていないような申請が相次いでいるのですが、今のこういった審査の在り方であるとか事業者の姿勢を、委員は今、どうお感じになっているのでしょうか。

○更田委員長代理 個々の申請に対しての感想を申し上げるのは、この場はふさわしくないと考えますが、先行する審査の経験を踏まえるのは、双方の側で、先行する審査の内容を踏まえた申請内容にするというのは事業者の方の務めであるでしょうし、私たちの方ももちろんPWRの審査を通じて得た経験・知識をBWRの審査に生かしていきたいと考えています。

ただ、これは退任された島崎委員長代理がおっしゃっていましたが、申請の中には、これまでの話を全く聞いていなかったのではないかとと思われるような申請があるというような旨のことをおっしゃっていましたが、やはり先行する審査の経験を事業者の方でも活かして対応をとってもらわないと、なかなかその先が効率的に進んでいかないだろうとは思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 はい。では、マツヌマさん。

○記者 1点目は、福島第一の放出管理目標値が存在していない問題でなのですけれども、大きなリスクがまだある中で優先順位が高くはないのだろうとは思っているのですが、しかし、今後数十年続くであろう廃炉作業の中で、現在結局総量を見る管理がされていないと、放出される総量についてですね。現在やられているのは、濃度に基づく管理だけなわけですね。極端な言い方をしてしまうと、薄めればどんどん出せてしまうというような管理のあり方が今、されていて、今後様々な形で管理されて、東電も出す物が増えていく可能性もあるわけですけれども、そういう中でやはり総量を管理してくということ。

それから、管理の手前に評価ですね。今日、評価値が出ていましたけれども、あれは上からのガスだけというふうに向っています。敷地境界 1 mSv に関しては、排水と同様に、排水口の水なども評価に加えているわけですけれども、濃度ではなく、全体の環境に放出される量。それをおおい評価し、かつ管理していくというような必要性について、どのようにお考えでしょうか。

○更田委員長代理 福島第一原子力発電所から放出される、これは廃棄物という言葉はふさわしくないと考えますが、放出される放射性物質の総量の規制に関しては、今、正におっしゃった敷地境界線量における線量の評価値。1 mSv/y という。この中に液体、気体が含まれていて、それから、あの中には直接線、スカイシャインも含まれて、総量という意味では液体、気体も敷地境界線量での評価値という意味での総量の押さえ方をしています。

ただし、目標である 1 mSv/ というのが今、達成できていない状況にあって、ですから、目安値というか目標値を定めているけれども、今の状態では守れない状態が続いている。この守れない状態の原因となっているのは、直接線であったりスカイシャイン線ではあって、決して気体や液体ではないわけですけれども、気体、液体、個別に捉えるというよりも、むしろ気体、液体、それから、直接線、放射線の総量でどれだけ福島第一原子力発電所が環境に影響を与えているかという意味では、敷地境界線量の、これは計算値ではありますが、評価値というのが一つの目安になると考えます。

それから、気体廃棄物、液体廃棄物個別に関して言うと、これは従来の福島第一原子力発電所の発電所としての気体廃棄物、放射性廃棄物に対する総量というものを参考にとるのがふさわしい状況ではなくなっているから、これについて、現在は特段意図を持って、放射性物質を例えば希釈して海洋へ流しているとか大気に放出しているという状況にはありませんけれども、ただ一方で、コントロールできない状態での放出等々も含めて、年間のそういった目標値というのは段階を追って変えていかなければならぬので簡単ではないですが、目標値を持っていくことは必要であろうと考えます。

ただ一方で、福島第一には、今日、武山事故対処室長から報告がありましたけれども、ああいった意図せざる漏洩であるとか、それから、先般の解体作業に伴うダストであるとかそういったものを、あれはいわゆる通常時ではなくて、普通の発電所で言えば異常時での放出になるわけですが、その異常時というのを何をもって以上と捉えるかというような基準がまだ実施計画の規制を行っていく上で定めることができていないので、そういう意味で、今日の報告でも堰内の漏洩であったにもかかわらず、何でもかんでも報告という形になってしまっている現状1つを見ても、実施計画での規制の上で定めていかなければならないルールというか、基準値に相当するようなものを個別に押さえていかなければならない必要性は感じています。

○記者 すみません。ちょっと事実確認なのですけれども、液体の放出に関する、液体で出てくる物の総量を見ていらっしゃるとおっしゃったのですが、私が聞いていた理解では、告示濃度限度に基づいて、その濃度に基づく管理をされていると理解していたのです。

○更田委員長代理 告示濃度限度による制限というのは、濃度にあります。

もう一つ、総量の方は、敷地境界線量の評価値を求めるときに、今、1 mSv/y以下というのを目標値としていますけれども、その中に液体廃棄物も含まれています。

○記者 総量という言い方がよくないのかな。年間に放出される。

○更田委員長代理 年間に放出される液体廃棄物の総量という形ではなくて、気体、液体、直接線、スカイシャイン相まっつての総量ということ押さえ方です。

○記者 という意味でおっしゃったわけですね。

私が言いたいのは、排出される量。排出される液体、気体。

○更田委員長代理 液体だけですね。

○記者 液体及び気体ですね。その管理ですね。その管理とその評価ということです。

放出管理目標値は量に基づいた評価ですね。それで、告示濃度限度に基づく評価というのは、濃度に関しての。それで、いろいろなものを合わせて年間敷地境界1 mSvという、評価の方法は違うわけですね。

それで、現状液体の何ベクレルに基づいた、年間の何ベクレル放出されたということに基づいた評価が、今、ないのではないかという。

○更田委員長代理 ただ、実質的には、敷地境界線の1 mSv/yを守ろうとすると、他の部分の残りの部分。例えば気体とか直接線、スカイシャインとかの残りの部分が、今度、液体のはこれ以下であればその評価を満たせるという形になるので、実質的には敷地境界線における線量の目標値は、液体や気体それぞれに対する量としての上限を与えることにもなります。

○司会 よろしいですか。

○記者 将来的に、やはり分かりやすい形で量、総量ですね。

つまり、今まであったものがなくなっているわけですね。それで、原発ではその量に

関する目標値が定められていて、評価されている。今日も非常に低いものだというふう
に報告されていましたが、それが一切なく、今後数十年間いろいろなことが続く
わけですが、東電の方としては地下水バイパスに続いて、更に敷地の近くからの物もく
み上げて放出するというような計画もされているようですけれども、その全体の量に
ついて、やはり地元の方々も関心を寄せていらっしゃると思いますので、その辺の評価をして
いく必要があるのではないかと思います。

○更田委員長代理 総量に関して言うと、液体なら液体だけでの総量、気体なら気体だけ
での総量を決めるということよりも、液体、気体、直接線、スカイシャイン全て相まっ
て環境にどれだけ影響を与えているかという状況を改善していくことが重要であって、
それが結果的に個別、個々の液体、気体に対する総量の制限にもなっているというのが
こちらの説明なのです。

○司会 簡潔にお願いします。

○記者 直接線に関して言うと、近隣に人が住んでいない中でそこはどのようなのだという話
もありますので、なるべくなら環境中に放出される物の量でも見てほしいなと思ってお
ります。

それともう一点だけなのですけれども、先程ちょっと議論のあった水蒸気爆発の問題
に関してなのですが、あれは解析などで早々出せるものではなくて、やはり実験等に基
づいて、発生確率が少ないというふうに判断されていたと理解しているのですが、ちょ
っと分かっていない点が、水が準静的であるというふうに九州電力などは説明している。
格納容器にたまる水に対してそういう説明をされていると思うのですが、事故時におい
ては、例えば格納容器内で水素爆発自体が起こること自体などは排除されていないわけ
ですね。そういったときの影響。

つまり、実験ではトリガーというか強制的に何かしない限りは起きないのだという実
験結果だと思うのですけれども、そういった水蒸気爆発の影響とかというようにものに
相当しないというようなことは、何らの実験であるとか、解析がどの程度信頼できるか
という問題がありますが、であるのかどうか、御存知なら教えていただきたいのです。

○司会 すみません。質問だけ。

○更田委員長代理 これは審査会合の中でも議論をしましたけれども、実験ではなくて、
実際の原子炉の環境において、格納容器の健全性に影響を及ぼすような水蒸気爆発が発
生する確立について、それから、そういった条件に至るかどうかについての議論を審査
の中で行いました。

実際の溶融炉心が格納容器を貫通してきて、格納容器に出てきた状態で水と接触した
ときの水蒸気爆発の発生の可能性に関しては、実験、それから、実炉条件への外挿に関
しては解析によっている部分もありますけれども、極めて頻度が小さいということで、
これが審査する側、申請する側の共通理解となって川内の結論を得たというのが結論で
す

○司会 はい、次の方、質問は簡潔にお願いします。では、どうぞ。

○記者 NHKのハナダと申します。

福島第一原発の関係で2点お伺いしたいのですが、凍土壁の関係なのですけれども、凍土壁の技術的成立性というのを更田さん自身がどう見ていらっしゃるか。1Fの検討会とかでも専門家の方からかなり成立性自体を疑問視する声というのがあると思うのですけれども、海側の申請が出ていない時点というのはあると思いますが、その点をまず1点伺わせてください。

○更田委員長代理 今の私のポジションとしては、凍土壁以前に優先すべきことがあって、まず、そこに私たちの関心を集中させているところがあります。先程お話のあったタービン建屋につながるトレンチの止水、汚染水の固化ないしは除去ができない限りは、凍土壁はそもそも提案として成立をしないわけですので、まず、その段階の問題であろうと。トレンチの問題がきちんと解決できて、議論の順番としてそれから凍土壁であろうと。

ただし、東京電力は、準備の時間等々もあって凍土壁に着手をしたいと。凍土壁に関しては、短期間であればともかく、あれだけの長期間あいつた凍土方式の遮水壁というものが成立するのかどうかについては、やはり様々な疑問が投げかけられていて、私自身は自信を持ってこれが成立性のある提案であるとか、提案でないとかいうのは、私の分野でもないのでもちょっと申し上げかねるところはあるのですけれども、ただ、私たちの内部での議論だけではなくて、規制委員会外部での議論等々も聞いている限りにおいては、まだまだ議論が随分多く投げかけられているので、ただし、事業者が選択としてこれにチャレンジしたいと言っているものを妨げるのは、これは規制の役割ではないので、それが特段悪さをしてしまうのではない限りは、東京電力の申請に対して、要件を満たしていれば認可していく方針をとっています。

ですから、直接的にこの凍土方式遮水壁の技術的成立性に関して言うと、規制委員会、規制庁はそれに対してその従前性について意見を申し上げる立場にないし、ただ、そうは言っても余り無駄なことをされても困るので、ちょっとはっきりしなくて申し訳ないですが、東京電力の提案について、規制に許される時間の限りにおいて、その成立性についても見ていきたいと思っておりますけれども、これはやはり十分な性能を上げる、上げないに関して言うと、今、名称は変わったかも知れませんが、中長期対策会議、それから、新しく設置をされた廃炉技術検討会ですか、そういったところで十分な検討、意思決定がなされていくことを期待したいと思います。

○記者 ありがとうございます。

もう一点、今のお話だとちょっと答えられる段階にないお話かも知れなくて恐縮なのですが、今、サブドレンとか海側遮水壁は、地元の反対で実施できない状況にはあると思うのですけれども、効果自体を考えると、サブドレンとかはもともと使っていたもの

でありますし、一定の効果は見込めるだろうと。そうすると、今、主従でいうと、凍土壁が主でサブドレンとかは従の関係になっていると思うのですけれども、要は、凍土壁をやったらサブドレンをやめると言っているのです。それを、サブドレンを実際にやって成立したとき凍土壁をやる必要があるのかという議論とかもないかなと考えているのですけれども、その点はどのような御見解をお持ちでしょう。

○更田委員長代理 私の知る限りでは、サブドレンだけでできるのだったら、それはサブドレンだけでできるのが好ましいけれども、そもそも遮水壁の議論があった際に、サブドレンだけの対処というのが難しいということで遮水壁の提案がなされたと理解をしています。

遮水壁が主でサブドレンが従とおっしゃったけれども、依然としてサブドレンというのは有効な手段であって、凍土壁だけで、つまり、凍土壁ができればサブドレンはやめますと言っているのが、それに関しては、私は今の時点ですんなりうなずけるわけではない。非常に率直に言うと、本当かなという思いはあります。サブドレンはやはり直接的な手法であって、有効でもあるので、将来的に遮水壁が仮にうまくいったとしても、サブドレンと相まって、あわせて運用するというような手段になるのではないかなと私は考えています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 次の方。

ホンダさん、どうぞ。

○記者 日本経済新聞のホンダです。

新体制での役割分担について、お伺いします。

先週金曜日の会議で役割分担のお話があって、福島第一に関しては、新任の田中知委員が更田委員をサポートするというようなお話があったかと思うのですけれども、お二人の間で福島第一問題はどのように分担をされるのか教えてください。

○更田委員長代理 これは明確に役割分担を決めるというものでもないだろうと思いますし、今まで同様、監視・評価検討会であるとか、進行であるとか等は私が務めていきますけれども、私と新任の田中知委員ではそもそも背景とする専門分野が違って、私は、どちらかというと軽水炉を中止とした炉が中心で、田中知委員は核燃料サイクルの先生といいますか、廃棄物、再処理。ですので、福島第一原子力発電所の廃炉作業に伴う規制については、安全な解体といったような部分と、当然のことながら、廃棄物の問題が大きな問題となってくるので、これはそれぞれの得意分野を生かしてということになるでしょうし、廃棄物、先程の固体廃棄物に限らず、気体・液体廃棄物の取扱い等々も含めてルールメイキングの上でも残っていることがたくさんありますので、これは福島第一に限った話ではないのですけれども、ですから、主に廃棄物であるとか、どちらかというと、液体ものを扱うのは再処理の人の方が得意な部分もありますから、それぞれ得意

なところを組み合わせるといことになっていくと思います。

○記者 すみません、もう一点だけ。

新体制になって、更田委員がこれまでやっておられた業務が田中知委員の方に移った部分が大分多いと思います。先週金曜日のこちらの就任会見でも、田中委員長の方から、更田さんは物理的にパンクしているみたいなことをおっしゃっていたと記憶しているのですが、この新体制になった受け止めというか、もしかしたら、これまで手が回っていなかった業務とかもあるのではないかと思うのですけれども、この役割分担を見直されたことの委員長代理の受け止めというか、御感想をお聞かせいただきたいのですが。

○更田委員長代理 これは必ずしも顔ぶれが変わったからという意味ではないと思っています。先程少し申し上げましたが、規制委員会が発足してから、本当に重要な案件ではあるのだけれども、優先順位等々の関係でまだ手がつけられていない問題があって、近々にやはりつけるべきであろうというものがある。

それは、例を申し上げますと、今、浜岡の1・2号機は廃炉が決まって、原電の東海発電所の廃炉も続いている。今後、廃炉になるものが出てくることも十分に予想される。そうすると、解体廃棄物が出てくるわけですけれども、解体廃棄物に関するルールメイキング、基準策定というのは先送りしてしまっているところがあって、というのは、昨年までの廃棄物に関する基準の策定は、トレンチ処分、ピット処分に関しては基準を策定したものの、いわゆる余裕深度処分に相当するものに関しては先送りにしているし、第一種廃棄物についての議論も今のところ置いてある。

ただし、廃炉が進むと解体廃棄物の問題がすぐに起きてきますので、特に余裕深度処分ないしは余裕深度処分相当の廃棄物に対するルールメイキングというのは今後の非常に大きな課題となっていく。そういった意味で、たまたま廃棄物を背景とする田中知委員が着任されたから、新たなものに田中知委員が手をつけるというか、担当という言葉はふさわしくないけれども、規制庁を指導して進めていくという形になる。

ですから、委員の顔ぶれが変わったからどうというのではなくて、もう一つ課題としてあるのは、私、何度か申し上げたことがあると思いますけれども、検査制度があって、私は自分のところが今まで再処理、廃棄物、特に再処理の審査を見ていたのが、これはおそらく田中知委員に移行していくとなったらば、今度は今まで取り組んでいなかった検査制度等々に取り組む余地が出てくるかも知れない。ですから、委員の顔ぶれによっての違いというよりも、その時、その時に規制委員会が置かれている状況と案件の優先順位によって取り組む内容も変わってくるし、そこにそれぞれの委員がどうリードしていくかという状況も変わってくるという考え方をとっています。

○記者 分かりました。ありがとうございました。

○司会 次の方。

では、クロカワさん。

○記者 TBSのクロカワです。

先程のNHKさんの質問に続いて、凍土壁についてももう少しお聞かせください。

先程もトレンチから汚染水を抜くということが凍土壁よりも優先する、今、最優先の課題だと再三これまでもおっしゃっていたのですけれども、東京電力は、先日もその工法を変えるということで、3種類の止水材を使うということで、工法を新たに発見したということで、結果、当初の見込みよりも汚染水が抜けるのではないかという時期が延びているわけですね。その間にも、今度は規制委員会の方では、本当に徐々にこの件に関しては許可を出しているように見えて、今度は配管が埋まっていないところの凍結管の工事も進めると言っています。税金を使ってこういうふうな建設が進められていくわけなのですけれども、規制委員会の方では、トレンチがうまくいかなかった場合には、凍土壁に見切りをつけるよう引導をいつか渡すのでしょうか。それはどれぐらいのスパンでとお考えでしょうか。

○更田委員長代理 凍土壁というのはタービン建屋と原子炉建屋の周りをぐるっと囲んで、囲むからこそ、そこから地下水の流入が防げるわけで、トレンチ側の止水ができなければ海側の凍土壁というのは成立しませんから、引導を渡す前に、トレンチ側の止水ができなければ、当然、凍土方式遮水壁というのは計画が破綻をしますので、トレンチ側の対策がもうとれないとなった時点でお手上げになる。ですから、私たちが引導を渡すまでもないと思っています。

ただ、とにかく凍土方式遮水壁をうまくいかそうとすると、トレンチ側の問題を解決しなければならない。トレンチ側の問題を解決しなければならないときに、よりよい対策というのは、タービン建屋との間に壁を作って水を抜いてしまうのがいいのだけれども、それがなかなかできなくて、しかし、何が何でも凍土方式遮水壁を実現したいとしたら、これはもう海側のトレンチをそのまま固めてしまうという判断になる。

私はそれでも今の状態よりははるかにましだと思っはいますけれども、それでも、そこにある放射性物質をそのまま固めて置いておいてしまうというのは決して好ましい方策とは言えないので、どこかでその判断を迫られることになると思います。

これは想像というか、予測という言い方はふさわしくないかも知れないけれども、どうしても凍土方式遮水壁を実現しようとして、海側トレンチの問題の解決が難しいとなったら、やはり今あるトレンチをそのまま固めてしまうという方策になると思います。そういう方策が提案されたときには、そのまま固めてしまったらその線量はどれだけ残るのかとか、そういったものを見きわめていって、余りに大きな影響が残るようであれば、やはりじかに固めてしまうのではなくて、水をできるだけ抜けるようにということを要求していくことになるだろうと思っています。

○司会 次の方。

もう1時間になりますので、残りお二人で終わりにしたいと思います。

まず、マツイさんから。

○記者 テレビ朝日のマツイです。

吉田調書を読まれたということで、これは2011年8月頃までに全部聴取をされていたものなのですが、この時点でなのですが、吉田さんは、今後の原発に対して、こういうものと、こういうものと、こういうものが必要だということ、私が400ページ読み取った中で3ヶ所おっしゃっていました。それが新しい規制基準に入っているなというものもあれば、ちょっと分からないものもあるので、あえて1つずつ聞きますので、分かっている聞くものもありますが、ちょっと教えてください。

1つは、吉田さんがおっしゃっているのは電源です。もっと強力な電源で全プラントに供給できるような小型のガスタービンなり、発電機みたいなものが今後は必要だ。これはどうでしょうか。分かっている聞いています。

○更田委員長代理 これについては、もう新規制基準の大きな目玉の一つでありますけれども、移動式のものも含めて、電源に対する対策は十分にとったものと考えています。

○記者 次です。必要な図面が事務本館や図書館にあって取り出すことができなかった。つまり、こういった重要なものは全て免震重要棟に必ず置くように法律上なっているのでしょうかという質問です。

○更田委員長代理 これは設置変更許可に関わるものではなくて、むしろ保安規定なり、保安規定の下位文書の中に定めていくものだろうと思います。これは現在審査中のことでありますが、私たち自身も同じ問題に直面して、事故の直後にある種の解析を、私は前の職のときにやっていたわけですが、図面に関して言うと、なかなか簡単に手に入らない部分があって、各地にいる職員を走り回らせてそういった図面を入手したというのをよく覚えていますが、例えば、使用済燃料プールの水が抜けているのではないかと懸念されたときだとか、遮蔽の解析をしなければならないとか、その場、その場で当たりをつけなければならないのだけれども、それに関する情報が、意思決定なり、判断なり、解析をする必要なところに速やかに届かないというのは非常に大きな問題の一つだと捉えていまして、これについては、緊急時対応の対応策として、規定として定めるというよりも、むしろ訓練の中でこちらが問いかけを行うであるとか、訓練の中の個別のエクササイズの中にそういった情報入手の項目を入れることで改善されていくことだろうと思っています。

○記者 つまり、有り体に言えば、規制庁としてはそれは規制はしていなくて、自主的な判断に任せるということでしょうか、図面に関しては。

○更田委員長代理 これはまだ意思決定をしていないと思います。保安規定に関してはまだ認可していないので、認可の対象とするかどうかについては、今の時点ではお答えすることはできません。

○記者 今後の保安規定のことですね。分かりました。

あと、最後は通信手段です。トランシーバーということなのですが、パワーが弱く、

建物の陰などに行くと全部全くつながらないとか、当時の状況では、1,000台新しく来たのですが、1,000台とも全部同じ周波数だったとか、そういうことがあったようです。今後のこのことに関しては、通信手段というものはどのように規定されていますか。

○更田委員長代理 通信手段については、その多重性・多様性については、既に許可を出した設置変更許可の中で要求をしていて、これは審査の中で見えています。

ただし、具体的な装置の仕様であるとか、例えば、今おっしゃった周波数の問題であるとかといったものに関しては、これは設置変更許可の中で見ていくような類いのものではなくて、工認の中で、これはちょっと補正がなされていないので何とも言えないですけれども、具体的な仕様等々については、守備範囲としては工事計画ないしは保安規定の中で見られるべきものだと思います。

ただ、これについてもよしあしがあって、例えば、認可事項にしてしまうと、トランシーバーでこういう仕様のもの、こういう性能のものを用意したのだけれどもとって、それを役所の認可事項にしてしまうと、何だかこれはうまくないなど、訓練をやっていたり、日常やってみたら、これはうまくいかないのではないかというのを一番最初に分かるのは現場なのですけれども、認可事項にしてしまった途端に、変更認可を受けるのが面倒だから、そのまま放っておくというのが従来の、従来のというか、反省の一つであって、そういったところまで規制が認可なり、確認をしていくのがいいのか、現場の裁量に任せるのがいいのかは、これはなかなか難しいところで、余りに細かいところまで手とり足とり仕様を規制当局が押さえてしまうのは、かえってよくないと考えています。

ですから、多重性・多様性といった方針について宣言をしてもらうということに関しては、設置変更許可の中で確認をしていますけれども、個別の仕様、スペックに関して言うと、どこまで認可すべきか、事業者の裁量に任せるべきかというのは個々に判断していくことになると思います。

○記者 そうすると、総合して最後にしますが、では、川内原発に関しては、今後のこういうことに関して、認可とは言わないが、当然、声を出すなり、チェックはしていくということですね。

○更田委員長代理 もちろんです。これは後段規制の部分でも、規制ではないかも知れませんが、今後、規制委員会が関与していくものの中で訓練は非常に大きな位置を占めていて、訓練の中でふぐあい等々があれば、これは命令という形ではないですけれども、公に向かって発信することが事実的に効力を持つと思っていますので、これについてはどんどん発信をしていこうと思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、最後、モトキさんですかね。

これで最後の質問とさせていただきます。

○記者 NHKのモトキです。

審査のことで質問させてください。

先程補正申請を次にどこが出せるかというのは事業者の取組次第だというお話があったのですが、一方で、高浜原発に関して、Ss（基準地震動）と基準津波が概ね了承を得られているということで、先立って委員会の方で、次に審査書の作成の準備に入るのはここだと確認されていると思うのですけれども、この位置付けは変わっていないのかということと、あと、今後、できれば、例えば、審査書が年内にはとか、ある程度大まかな見通しみたいなものがもしあれば教えていただければと思います。

○更田委員長代理 ちょっと個別の話ではあるのですけれども、高浜について言うと、御承知のように、高浜は津波の解析の中で地滑りとの重畳の中で計算ミスがあって、その計算ミスに関して、新たな解析結果、その影響度については、まだ地震・津波の中で議論が続いているところです。

それから、直接的に高浜に影響するのか、しないのかがいま一つははっきりはしていないのですけれども、事故時の荷重と地震との組み合わせについて、これはプラント側の審査会合で議論が続いています。

それから、ごめんなさい、ちょっと話は戻りますけれども、先程の地すべりと津波の重畳の津波高さの結果が出ていませんので、津波防護対策についての議論というのがまだ進んでいません。ですので、委員会で次は高浜ではないかという話があったときから状況が変化していますので、今、申し上げたような論点が残っているので、いつの時点ではっきりした判断ができて補正になるのか、それが年内であるのかどうかということに関しては、ちょっと申し上げかねます。

○記者 次に進む状況、やや足踏みしているというのは今の御説明で分かったのですけれども、他の4原発との比較でいうと、まだ高浜が一応進んでいるという認識は持っていても差し支えはないのでしょうか。

○更田委員長代理 これは何とも申し上げようがないですね。いずれに対しても、初めの方に申し上げたように、傾向としては、今、規制委員会、規制庁は事業者の対応をやや待っている状況にありますので、個々の事業者の対応次第ということです。

○記者 すみません、最後に1点、SA対策についてなのですが、先程体制を整えて訓練をやっていくことが非常に重要だというお話があったと思うのですけれども、先立って実際に事業者の訓練の報告会もありましたが、現時点で事業者の訓練の取組について、どのように総じて評価されていらっしゃるのか。特に、今後、改善をもっと求めていくべきだと考えていらっしゃるがあれば、御指摘いただければと思います。

○更田委員長代理 これは、従前と比べればはるかによくなっていると思います。一足飛びな飛躍を求めるのではなくて、地道にこつこつと改善をしていくことが大事であろう。率直に申し上げれば、事業者の中にそれぞれのところで差があるのも事実であって、これはやはりある部分で欠けている事業者に対しては、よい事例を倣って追いつくように

というようなことに関しては、これはもう言われるまでもなく事業者の方でも十分に意識していることであろうと思います。

ただ、この訓練に関してもそうですが、先程マツイさんの質問に対する答えと少し重なりますけれども、手とり足とり規制当局が手を出さず環境というのは健康ではない。むしろ私たちは、傍観とは言いませんけれども、監視している状態で事業者の方でどんどん改善がなされていくような状況ができることが正しくて、今、その正しい状況に関して一歩踏み出した状況にあると考えています。

○司会 よろしいでしょうか。

それでは、本日の会見はこれで終わりにしたいと思います。御苦労さまでした。

—了—